

STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

発行元
東電・柏崎刈羽原発差止め
市民の会
新潟市中央区新光町6-2
TEL/FAX
025-288-6611
市民の会年会費 1,000円

2022年3月28日、柏崎刈羽原発運転差止請求訴訟第36回口頭弁論期日が新潟地裁で開かれ、原告・サポーターなど約30人が傍聴行動などに参加しました。



新潟地裁まで入廷行動

市在住の高橋優一さんは「2月24日にロシア軍がウクライナに侵攻、3月4日、ウクライナ南部に位置する欧洲最大の原発が標的にされ一部が破壊された。ロシア軍の占拠が伝えられる中、放射能漏れは確認されてないようだ。しかし、電源喪失ともなれば福島第一原発事故のメルトダウンが頭をよぎる。攻撃された原発が停止していたとしても冷却をし続けるなどの作業が欠かせないことは言うまでもない。原発はミサイル空爆などという大規模な攻撃でなくとも、重要施設が破壊されてしまえば、直ちに機能不全となる不安定なものだ」と原発が持つ潜在的な危険性を訴えました。「3・11福島第一原発事故もロシア軍の侵攻も、現実に起きるとは想像もしなかつた。このように考えれば柏崎刈羽原発の再稼働など到底認めることはできない」と強調しました。

原告の意見陳述

原告の意見陳述で、柏崎市在住の高橋優一さんは「2月24日にロシア軍がウ

クライナに侵攻、3月4日、ウクライナ南部に位置する欧洲最大の原発が標的にされ一部が破壊された。ロシア軍の占拠が伝えられる中、放射能漏れは確認されてないようだ。しかし、電源喪失ともなれば福島第一原発事故のメルトダウンが頭をよぎる。攻撃された原発が停止していたとしても冷却をし続けるなどの作業が欠かせないことは言うまでもない。原発はミサイル空爆などという大規模な攻撃でなくとも、重要施設が破壊されてしまえば、直ちに機能不全となる不安定なものだ」と原発が持つ潜在的な危険性を訴えました。

「3・11福島第一原発事故もロシア軍の侵攻も、現実に起きるとは想像もしなかつた。このように考えれば柏崎刈羽原発の再稼働など到底認めることはできない」と強調しました。

避難計画の不備（準備書面95）

五十嵐亮弁護士は、屋内退避及び段階的避難についての問題点を主張しました。原子力防護措置においては離れることが原則です。よって、屋内退避は避難ではなく即時に避難ができない場合の妥協の産物です。屋内退避では被ばくを防ぐことはできず、さらに地震

第36回口頭弁論用

深層防護について（準備書面94）

高野義雄弁護士は、東電や国の深層防護の不備を追及しました。深層防護とは、事前には充分と思われた対策でも、思いがけない理由で失敗するかもしれないという不確かさを考慮して、別の対策、次の防護レベルの対策を繰り返すことにより、防護全体の実効性を高める考え方のことです。チエルノブリ原発事故以降、海外では防護レベルの深化が図られました。設計思想を超えるアクシデントが起きた時の影響緩和対策を第4層まで、事故が発生した時の防災対策を第5層に位置付けました。しかし、日本では第4層以降の対策基準は作られず、第4層までの対策も不十分でした。結果、福島第一原発事故を招きました。新たに作成された新規制基準においても第5層の課題である避難計画の実効性の確保が原子力規制委員会の審査対象になつていません。原子力基本法では、安全確保について確立された国際的な基準を踏まえるとあるので、日本の原発は第5層の防護レベルの確保が必須ですが、そうなつていません。



4月11日、原子力安全対策課に署名用紙を手交

和田光弘弁護団長は被告東電にリスク管理能力がないと訴えました。7号機の溶接不良箇所が74箇所で見つかったことを昨年12月に公表、1537箇所の溶接をやり直します。発注者の東電だけでなく、元請け業者も現場確認をせず、下請けに任せきりの「二重の丸投げ」構造が存在します。原子炉等規制法では、原子力事業者に個別業務の実施に必要な技能及び経験が必要とあります。東電はその能力を欠いています。

市民の会では、口頭弁論期日前に、古町十字路で毎回街頭宣伝行動を行っていますが、今回は、約10人でチラシ配布とマイク街宣を行いました。次回の口頭弁論期日前にも街宣を予定します。

昨年4月から始まつた「東京電力・柏崎刈羽原発の『設置許可取り消し』を求める」署名は、全国で署名に取り組み、41万筆を集めました。4月20日、参議院議員会館で規制庁に署名用紙を手渡し、東電に設置許可取り消しを要請しました。

新潟県内を中心取り組んだ「原発再稼働の是非を県民が決める署名」は、インターネット署名を含め9万8千筆を集めました。署名にご協力してくださいました。

第37回口頭弁論期日のご案内

日時：2022年7月14日（木）午後3時～

場所：新潟地方裁判所

【入廷者募集要領】

（1）応募方法：氏名（ふりがな）、住所、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、原告／サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：水内基成法律事務所

（FAX 025-225-3148、メールm-mizu@theia.ocn.ne.jp）

応募締切：2022年7月7日（木）午後5時（厳守）

（2）入廷者の決定方法

・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。是非ともこれまでに入廷したことのない方からもご応募いただきたく、お待ちしています。入廷していただける方にのみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。

（3）裁判前集会、報告集会・記者会見

※「3密」防止の観点から、裁判所から入廷者数を従前よりも少なく制限される可能性があります。裁判前後の報告集会については予定通り新潟県弁護士会館2階会議室で開催します。

午後2時～ 裁判前集会（弁護団から裁判の概略をご説明します）

午後4時15分頃～（裁判終了後）報告集会・記者会見

【裁判所が実施する一般傍聴券配布の抽選について】

裁判の当日、14時前後に裁判所が一般傍聴券の配布や抽選を実施する場合があります。詳細は新潟地裁のホームページでご確認ください。

等の複合災害で住宅が破壊されたら屋内退避は不可能です。屋内退避は絵に描いた餅です。

東電のガバナンスについて（準備書面96）

水内基成弁護士は「平時のガバナンスもおぼつかない被告に本件原発の再稼働は委ねられない」と訴えました。ID不正使用問題、核物質防護設備損傷事案、6・7号機の安全対策工事の未完了など不祥事が相次いでいます。被告東電の適格性の欠如は明白です。

被告にはリスク管理能力がない（準備書面97）

和田光弘弁護団長は被告東電にリスク管理能力がないと訴えました。7号機の溶接不良箇所が74箇所で見つかったことを昨年12月に公表、1537箇所の溶接をやり直します。発注者の東電だけでなく、元請け業者も現場確認をせず、下請けに任せきりの「二重の丸投げ」構造が存在します。原子炉等規制法では、原子力事業者に個別業務の実施に必要な技能及び経験が必要とあります。東電はその能力を欠いています。

市民の会の活動

市民の会では、口頭弁論期日前に、古町十字路で毎回街頭宣伝行動を行っていますが、今回は、約10人でチラシ配布とマイク街宣を行いました。次回の口頭弁論期日前にも街宣を予定します。

昨年4月から始まつた「東京電力・柏崎刈羽原発の『設置許可取り消し』を求める」署名は、全国で署名に取り組み、41万筆を集めました。

参議院議員会館で規制庁に署名用紙を手渡し、東電に設置許可取り消しを要請しました。

カンパ歓迎

市民の会のカンパを募っています。ネットサイトの充実、グッズ作成など、市民の会を広げる活動に活かしていきたいと思います。

☆郵便振替

口座番号

00520-3-53421

口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会

*通信欄に「カンパ」と記入をお願いします。皆様のご協力よろしくお願いします。